

旭川医科大学ハラスメント防止規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田晃敏

旭川医科大学ハラスメント防止規程の一部を改正する規程

旭川医科大学ハラスメント防止規程（平成16年旭医大達第163号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第5条（略） （苦情相談への対応）</p> <p>第6条 本学におけるハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、総括相談員及び相談員（以下「総括相談員等」という。）を置く。</p> <p>2 学生等に係る相談員については別に定める。</p> <p>3 総括相談員は、学長が指名する副学長をもって充てる。</p> <p>4 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p>(2) 総務部総務課長</p> <p><u>(3) 総務部人事課長（新設）</u></p> <p><u>(4) 看護部長及び副看護部長</u></p> <p><u>(5) その他学長が必要と認めた者</u></p> <p>5 前項第<u>5号</u>の相談員は、学長が委嘱する。</p> <p>6 第4項第<u>5号</u>の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、</p>	<p>第1条～第5条（略） （苦情相談への対応）</p> <p>第6条 本学におけるハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、総括相談員及び相談員（以下「総括相談員等」という。）を置く。</p> <p>2 学生等に係る相談員については別に定める。</p> <p>3 総括相談員は、学長が指名する副学長をもって充てる。</p> <p>4 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長</p> <p>(2) 総務部総務課長</p> <p><u>(3) 看護部長及び副看護部長</u></p> <p><u>(4) その他学長が必要と認めた者</u></p> <p>5 前項第<u>4号</u>の相談員は、学長が委嘱する。</p> <p>6 第4項第<u>4号</u>の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、</p>

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 苦情相談に当たっては、複数の相談員が対応するものとし、苦情相談を行う者と同性の相談員が同席できない場合は、相談員が指名した役職員が同席することができるものとする。

第7条～第16条（略）

附 則

この規程は、令和元年8月7日から施行し、改正後の第6条第4項、第5項及び第6項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

【改正理由】

平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 苦情相談に当たっては、複数の相談員が対応するものとし、苦情相談を行う者と同性の相談員が同席できない場合は、相談員が指名した役職員が同席することができるものとする。

第7条～第16条（略）